

採用支援サービスお申込に際しての確認事項

1. 紹介の依頼について

(1)申込者は、本契約期間中、株式会社ハビネス(以下「ハビネス」といいます。)に対して、職業安定法第 5 条の 3 第 2 項に定める労働条件その他希望する求人条件等(以下総称して「求人条件」といいます。)ごとに、求人条件を明示する文書(以下「求人票」といいます。)を書面または電子メールを利用する方法により交付して、人材の紹介を依頼します。

(2)第 1 項(1)の求人条件の内容に、変更、特定、削除または追加(以下「変更等」といいます。)が生じた場合、申込者は、書面または電子メールを利用する方法により、当該変更等の内容を速やかにハビネスに通知するものとします。

2. 紹介の内容について

ハビネスは、求人条件に適合可能性がある人材(以下「候補者」といいます。)のうち、申込者に応募する意思があり、かつ、申込者の社風等求人条件以外の条件を加味してハビネスが適切と判断した人材を、申込者に対して紹介します(以下、申込者に紹介した人材を「応募者」といいます。)

3. 採用選考について

(1)申込者は、ハビネスが第 2 項により紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、申込者の責任において当該応募者を労働者として採用します。この際、ハビネスは申込者に採用選考について適宜必要なアドバイスをを行い、その他の支援を行います。

(2)申込者は、第 3 項(1)に基づき応募者の採用を決定した場合、ハビネスに対して、直ちに採用を決定した事実および理論年収の額を確認する文書を書面または電子メールを利用する方法により交付します。

4. 申込者の義務について

(1)申込者は、ハビネスが応募者を紹介した日より 1 年間は、当該応募者の選考が終了した後であっても、紹介を受けた応募者(第 3 項(2)に定める文書交付の対象となった応募者を除きます。)と直接連絡を取る場合には事前にハビネスに対してその旨通知するものとします。

(2)申込者は、ハビネスが応募者を紹介した後に、第 4 項(1)に定める期間中に当該応募者について他の手段により申込者に応募があった場合(職種、勤務地等の条件が当初の応募と異なる場合も含みます。)には、ハビネスの紹介による応募を優先して取り扱うものとし、他の手段により応募者が申込者に入社した場合であっても、ハビネスの紹介により入社したものとみなします。また、申込者は、ハビネスが紹介した応募者について、既に他の手段により応募があった場合には、直ちにハビネスにその旨通知するものとします。

5. 労働条件の確認について

申込者は、第 3 項(1)に基づき応募者の採用を決定した場合には、当該応募者に対して、労働基準法第 15 条に基づく労働条件明示書面を申込者の責任において交付し、申込者および当該応募者との間で雇用契約を締結します。

6. 差別的取扱いの禁止について

申込者は、第 3 項(1)に定める採用選考の際、ハビネスが紹介した応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱いません。

7. 応募者の併雇について

申込者は、ハビネスから紹介した応募者が、他企業の求人に応募する場合があることを確認します。

8. 応募書類の作成責任について

申込者は、キャリアシート・職務履歴書その他の応募書類は、当該応募者の責任において作成するものであることを確認します。

9. 個人情報の取扱いについて

(1)ハビネスは、申込者が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、職務経歴等の個人情報(以下「個人情報」といいます。)を申込者に対して開示・提供します。ただし、ハビネスは、応募者の病歴、併雇状況などの求人条件に何ら関連のない個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、申込者に対して開示・提供しません。

(2)申込者は、第 9 項(1)に基づきハビネスより提供された応募者(採用に至らなかった者も含みます。)の個人情報を、善良なる管理者の注意をもって秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約期間中および契約期間終了後も、採用選考に直接関与する部門の申込者の役職員以外の第三者に開示または漏洩しません。

(3)申込者は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨ハビネスに通知します。この場合、申込者は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせます。

10. 求人条件等の開示・公開について

(1)申込者は、事前に開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、申込者が求人票に記載した求人条件および一般的に公開されている申込者の企業情報を、ハビネスが候補者を募集するためにハビネスが運営、提供または指定するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意します。また、申込者は、当該開示・公開をするにあたり、各インターネットウェブサイトが定める規則(Indeed, Inc.が定める利用規約等 (https://jp.indeed.com/legal)を含みます。)が、申込者に適用される場合があることに同意します。

(2)申込者は、開示・公開を希望しない旨を指定した場合を除いて、申込者が求人票に記載した求人条件のうち、既に募集が終了した求人条件を、ハビネスが運営、提供するインターネットウェブサイト等において開示・公開することに同意します。ただし、ハビネスは、お客様から当該開示・公開を希望しない旨の指定があった場合、当該開示・公開を速やかに控えるよう対応するものとします。

11. 業務提携先への情報開示等について

ハビネスは、ハビネスと業務提携関係にある人材紹介会社に対し、求人票や会社案内など、申込者より入手した情報を開示・提供する場合があります。その際にはハビネスの責任のもと、当該人材紹介会社がハビネスと同様の義務を遵守するよう、誠意をもって監督します。

12. 候補者への開示・提供について

ハビネスは、申込者の企業情報のうち、次に定める情報について、候補者に対して開示・提供することができます。ただし、申込者が提供する情報のうち、申込者が候補者に対して開示・提供を希望しない旨を事前に指定した情報については、この限りではありません。

① 求人票のほか、申込者から提供された情報

② ハビネスが独自に収集した情報

13. 守秘義務について

(1)申込者およびハビネスは、相手方から秘密である旨明示のうえ受領または開示を受けた情報(以下「機密情報」といいます。)を、本契約期間中 および契約期間終了後も、第三者に開示または漏洩しません。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものはこの限りではありません。

(2)個人情報を除き、第 13 項(1)にかかわらず次のいずれかに該当するものは機密情報にあたらないものとします。

① 受領時に、既に公知であったもの

② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの

③ 開示の時、受領者が既に保有していたもの

④ 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手したもの

⑤ 機密情報を使用することなく受領者が独自に開発したもの

14. 契約期間について

(1)申込者とハビネスとの間で成立する本契約の有効期間は、申込者が申し込みを行った日から 1 年間とする。期間満了日の 1 ヶ月前までに申込者・ハビネス双方より何ら異議申立のないときには、本契約は同一内容でさらに 1 年間有効とし、以降についても同様とします。

(2)応募者の紹介後に、本契約内容の全部もしくは一部が変更された場合、または本契約が終了した場合であっても、当該応募者については紹介時において有効であった契約条件が適用されるものとします。

15. 違約金について

申込者は、第 4 項の義務に違反して応募者を採用しコンサルティングフィーを支払わなかった場合、またはコンサルティングフィーの一部の支払いを不当に免れた場合は、支払うべきコンサルティングフィーに加えて、違約金として本契約に定めるコンサルティングフィーの額の 2 倍に相当する額をハビネスに支払います。なお違約金の算定に理論年収の額が必要となる場合であって、申込者が当該理論年収の額を明らかにしないときは、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」における給与額および賞与額により算出した年収を理論年収の額とみなします。

16. 反社会的勢力の排除について

申込者は、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいいます。)に該当しないこと、また暴力的行為、詐欺・脅迫行為、業務妨害行為等違法 行為を行わないことを、現在および将来にわたって表明します。かかる表明に違反した場合には、異議なく契約解除を受け入れます。

17. 解除について

申込者およびハビネスは、相手方が本契約に違反した場合や本契約を継続し難いと認められる事由が相手方に生じた場合には、本契約期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができます。

18. 採用支援サービスのお申し込みに際しての確認事項の変更について

(1)ハビネスは、採用支援サービスのお申し込みに際しての確認事項について随時変更ができるものとします。ただし、申込者の義務(第 4 項)、違 約金(第 15 項)など申込者の本契約上の権利義務に重大な影響を与える変更を行う場合は、変更内容・条件の適用開始日の 2 週間前までに、当該変更内 容・条件を書面、電子メール送信等ハビネスが適切と考える方法により、通知または変更後の採用支援サービスのお申し込みに際しての確認事項を交付するものとします。

(2)申込者が変更に同意しない場合は、ハビネスに対し、当該変更内容・条件の通知より 2 週間以内に到達するよう書面にて通知するものとします。

(3)ハビネスが、申込者から第 18 項(2)に定める不同意の通知を受領した場合は、変更内容・条件の適用開始の前日をもって本契約は終了するものとします。

(4)第 18 項(3)の規定により本契約が終了する場合を除き、本契約は、適用開始日に、当該変更条件通りに変更されるものとします。

※ 委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約に関する求人についても、本契約事項を準用して適用するものとします。

※ 法規や公序良俗、ハビネスの取引基準に反する場合など、ハビネスが妥当でないと判断したときにはお申し込みをお受けできない場合があります。

※ 特定電子メール等に関する事項

申込者は、採用支援サービスおよびこれに関連するサービス等について、電子メールその他の手段により、ハビネスから広告、宣伝等が行われることに同意します。